別表六（十九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。次号において「令和４年改正法」という。）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第４号において「令和４年旧措置法」という。）第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の９第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「認定事業者に関する事項」の各欄は、令和４年旧措置法第42条の９第１項若しくは第２項又は令和４年改正法附則第40条第２項若しくは第３項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の９第１項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「差引改定取得価額 (8)－(9) (10)」の欄は、租税特別措置法第42条の９第１項又は令和４年旧措置法第42条の９第１項に規定する工業用機械等で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、「差引改定取得価額 $20億円\times\frac{(8)-(9)}{一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額}$ (10)」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

5　「同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(20)のうち少ない金額) (21)」の欄は、当該法人が当該事業年度（租税特別措置法第42条の９第１項の表の各号の第１欄に掲げる事業者に該当することとなつた日以後に終了する事業年度に限る。）終了の日において当該各号の第１欄に掲げる事業者に該当しない場合には、「０」と記載すること。

6　「翌期繰越額 (25)－(26) (27)」の各欄の外書には、租税特別措置法第42条の13第１項から第４項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(六)「８」又は別表六(六)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。